

W

つくばみらい市水道事業告示 第10号

つくばみらい市水道事業指定給水装置工事事業者規程第7条の規定により、次の指定工事事業者の指定を廃止する。

令和7年9月2日

つくばみらい市長 小田川



所 在 地	名 称	代 表 者	指 定 番 号
常総市水海道天満町4842番地	株式会社寺田設備工業	寺田 正視	83